

雇用保険法施行規則及び建設 労働者の雇用の改善等に関する 法律施行規則の一部を改正 する省令案要綱



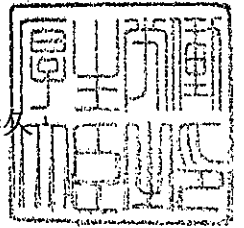
厚生労働省発職 0328 第1号

平成 29 年 3 月 28 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

(職業安定局関係)

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 労働移動支援助成金制度の改正

- (一) 再就職支援奨励金を再就職支援コース奨励金とし、受入れ人材育成支援奨励金を早期雇入れ支援コース奨励金及び人材育成支援コース奨励金とし、キャリア希望実現支援助成金(生涯現役移籍受入れ支援)を廃止し、キャリア希望実現支援助成金(移籍人材育成支援)を移籍人材育成支援コース奨励金とすること。

(二) 再就職支援コース奨励金制度の改正

再就職支援コース奨励金について、事業主が求職活動等のための休暇を付与した計画対象被保険者又は支援書対象被保険者の離職の日の翌日から起算して一箇月を経過する日までの間に再就職を実現

した場合には、当該事業主に対する助成額について対象者一人につき十万円を加算して支給するものとする。

(三) 早期雇入れ支援コース奨励金制度及び人材育成支援コース奨励金制度の改正

イ 早期雇入れ支援コース奨励金について、職業安定局長が定める条件に該当する雇入れを行い、かつ、当該雇入れに係る計画対象被保険者又は支援書対象被保険者に係る最初の賃金支払日（ロ及び（四）において「基準日」という。）から起算して十二箇月を経過する日の属する月に、職業安定局長が定める目標を達成した事業主に対し、二十万円を支給するものとする。

ロ 人材育成支援コース奨励金について、職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対して訓練を実施した事業主に対する助成額について、当該訓練に要した経費等の上限額を四十万円に引き上げるとともに、当該雇入れに係る計画対象被保険者又は支援書対象被保険者に係る基準日から起算して十二箇月を経過する日の属する月に、職業安定局長が定める目標を達成した事業主に対する助成額を次の（イ）から（ハ）までに定める額の合計額とすること。

(イ) 当該訓練に要した経費等の合計額（五十万円を上限とする。）

(ロ) 当該訓練（座学等に限る。）期間中に支払った賃金額の算定の基礎となった労働時間数に千円を乗じて得た額

(ハ) 当該訓練（座学等を除く。）の実施時間数に千円を乗じて得た額

(四) 移籍人材育成支援コース奨励金制度の改正

イ 移籍人材育成支援コース奨励金について、移籍出向により雇い入れた労働者に対して訓練を実施した事業主に対する助成額を次の(イ)から(ハ)までに定める額の合計額とすること。

(イ) 当該訓練に要した経費等の合計額（三十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する訓練にあつては、四十万円）を上限とする。）

(ロ) 当該訓練（座学等に限る。）期間中に支払った賃金額の算定の基礎となった労働時間数に九百円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する訓練にあつては、千円）を乗じて得た額

(ハ) 当該訓練（座学等を除く。）の実施時間数に八百円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する訓練にあつては、九百円）を乗じて得た額

ロ イの支給を受けた事業主が、当該雇入れに係る者に係る基準日から起算して十二箇月を経過する日の属する月に、職業安定局長が定める目標を達成した場合の助成額を次の(イ)から(ハ)までに定める額の合計額とすること。

(イ) 当該訓練に要した経費等の合計額（五十万円を上限とする。）

(ロ) 当該訓練（座学等に限る。）期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数に千
百円を乗じて得た額

(ハ) 当該訓練（座学等を除く。）の実施時間数に千円を乗じて得た額

(五) 中途採用拡大コース奨励金制度の創設

中途採用拡大コース奨励金は、イに該当する事業主に対して、ロに定める額を支給するものとする
こと。

イ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(イ) 都道府県労働局長に対して、中途採用により雇い入れる者の雇用管理制度の整備及び採用の拡
大等の取組に係る計画（ロにおいて「中途採用計画」という。）を提出した事業主であること。

(ロ) 中途採用計画に基づき、中途採用により雇い入れる者に新規学卒者等と同一の雇用管理制度（募集及び採用を除く。）を適用する事業主であつて、職業安定局長が定める目標を達成した又は四十五歳以上の者を初めて中途採用により雇い入れたものであること。

(ハ) 事業所の労働生産性の向上に資するものとして職業安定局長、職業能力開発局長及び雇用均等・児童家庭局長が定める要件（以下「生産性要件」という。）に該当する事業主であること。

ロ 次の(イ)又は(ロ)に掲げる事業主の区分に応じて、当該(イ)又は(ロ)に定める額

(イ) 中途採用率に係る目標を達成した事業主 五十万円

(ロ) 四十五歳以上の者を初めて中途採用により雇い入れた事業主 六十万円

二 六十五歳超雇用推進助成金制度の改正

(一) 高年齢者雇用安定助成金を六十五歳超雇用推進助成金に統合すること。

(二) 作業環境の改善又は雇用管理制度の整備等の雇用環境整備の措置を講じた事業主に対し、措置の実施に要した費用の額（雇用管理制度の整備の措置を講じた場合は、要した費用の額を三十万円とみなす。）の合計額の百分の四十五（生産性要件に該当する場合は百分の六十）（中小企業事業主の場合

は百分の六十（生産性要件に該当する場合は百分の七十五）に相当する額（対象被保険者の数に二十八万五千円（生産性要件に該当する場合は三十六万円）を乗じて得た額又は一千万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額）を支給するものとする。

(三) (二)のほか、五十歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対する支給について、生産性要件を設定するものとする。

三 特定求職者雇用開発助成金制度の改正

(一) 特定就職困難者雇用開発助成金を特定就職困難者コース助成金とし、高年齢者雇用開発特別奨励金を生涯現役コース奨励金とし、生活保護受給者等雇用開発助成金を生活保護受給者等雇用開発コース助成金とし、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金を廃止し、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金を創設し、被災者雇用開発助成金を被災者雇用開発コース助成金とし、障害者初回雇用奨励金を廃止し、特定求職者雇用開発助成金に関する暫定措置として障害者初回雇用コース奨励金を創設すること。

(二) 長期不安定雇用者雇用開発コース助成金の創設

イに該当する事業主に対し、ロに定める額を支給するものとする。

イ 三十五歳以上六十歳未満の求職者であつて、雇入れの日の前日から起算して過去十年間に五回以上離職又は転職（一般被保険者として雇用されていた場合に限る。）を繰り返しているものを、公職共職安定所又は職業紹介事業者等の紹介により、通常の労働者として雇い入れた事業主

ロ 雇入れに係る者一人につき五十万円（中小企業事業主の場合は六十万円）

四 トライアル雇用奨励金制度の改正

トライアル雇用奨励金を一般トライアルコース助成金とし、障害者トライアル雇用奨励金を廃止し、障害者トライアルコース助成金を創設し、これらを合わせてトライアル雇用助成金とすること。

五 地域雇用開発助成金制度の改正

(一) 地域雇用開発奨励金を地域雇用開発コース奨励金とし、沖縄若年者雇用促進奨励金を沖縄若年者雇用促進コース奨励金とすること。

(二) 地域雇用開発コース奨励金制度の改正

奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第

一項に規定する小笠原諸島及び有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第二条第二項に規定する特定有人国境離島地域について、雇用情勢にかかわらず、地域雇用開発コース奨励金の対象地域とすること。

六 通年雇用奨励金制度の改正

通年雇用奨励金を通年雇用助成金とすること。

七 (略)

八 人材確保等支援助成金制度の改正

(一) 職場定着支援助成金制度の改正

イ 介護福祉機器助成コースの改正

(イ) 介護福祉機器助成コースについて、当該介護福祉機器の導入及び運用に要した費用の額の百分の二十五に相当する額（百五十万円を上限とする。）に見直すこと。

(ロ) 介護福祉機器の導入及び運用に係る計画期間の末日から起算して一年を経過する日までの期間における離職率に係る目標を達成した事業主に対し、当該介護福祉機器の導入及び運用に要し

た費用の額の百分の二十（生産性要件に該当する事業主の場合は、百分の三十五）に相当する額（百五十万円を上限とする。）を支給するものとする。

ロ 雇用管理制度助成コース、介護労働者雇用管理制度助成コース及び保育労働者雇用管理制度助成コースに生産性要件を設定すること。

九 キャリアアップ助成金制度の改正（人材育成コースを除く。）

(一) キャリアアップ助成金は、正社員化コース助成金、賃金規定等改定コース助成金、健康診断制度コース助成金、賃金規定等共通化コース助成金、諸手当制度共通化コース助成金及び短時間労働者労働時間延長コース助成金とすること。

(二) 正社員化コース助成金制度の改正

正社員化コース助成金について、通常の労働者への転換の区分に勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換を含めることとし、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員に係る区分を廃止すること。

(三) 諸手当制度共通化コース助成金制度の創設

諸手当制度共通化コース助成金として、労働協約又は就業規則に定めるところにより、その雇用する有期契約労働者等について、職業安定局長が定める手当に係る労働条件を決定するための制度であつて、通常の労働者と共通のものを整備する等の措置を講じ、かつ、当該制度に基づき、有期契約労働者等に対して当該手当を支払った事業主に対し、次のイ及びロに掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額を支給するものとする。

イ 生産性要件に該当しない場合 二十八万五千元（中小企業事業主の場合は、三十八万円）

ロ 生産性要件に該当する場合 三十六万円（中小企業事業主の場合は、四十八万円）

(四) 選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金制度の創設

平成三十二年三月三十一日までの間、選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金として、その雇用する有期契約労働者等（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第七項の規定に基づき同条第一項の規定が適用されないこととなつたものに限る。）の全てについて、その賃金を、当該措置を講ずる前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する措置を講じた事業主に対し、次のイ及びロに掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に

定める額を支給するものとする。

イ 生産性要件に該当しない場合 次の(イ)から(ホ)までに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(イ) 三パーセント以上五パーセント未満 対象者一人につき一万四千二百五十円（中小企業事業主の場合は、一万九千円）

(ロ) 五パーセント以上七パーセント未満 対象者一人につき二万八千五百円（中小企業事業主の場合は、三万八千円）

(ハ) 七パーセント以上十パーセント未満 対象者一人につき三万三千二百五十円（中小企業事業主の場合は、四万七千五百円）

(ニ) 十パーセント以上十四パーセント未満 対象者一人につき五万七千円（中小企業事業主の場合は、七万六千円）

(ホ) 十四パーセント以上 対象者一人につき七万二千二百五十円（中小企業事業主の場合は、九万五千円）

ロ 生産性要件に該当する場合 次の(イ)から(ホ)までに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(イ) 三パーセント以上五パーセント未満 対象者一人につき一万八千円（中小企業事業主の場合は、二万四千円）

(ロ) 五パーセント以上七パーセント未満 対象者一人につき三万六千円（中小企業事業主の場合は、四万八千円）

(ハ) 七パーセント以上十パーセント未満 対象者一人につき四万二千円（中小企業事業主の場合は、六万円）

(ニ) 十パーセント以上十四パーセント未満 対象者一人につき七万二千円（中小企業事業主の場合は、九万六千円）

(ホ) 十四パーセント以上 対象者一人につき九万円（中小企業事業主の場合は、十二万円）

(五) 短時間労働者労働時間延長コース助成金制度の改正

短時間労働者労働時間延長コース助成金の平成三十二年三月三十一日までの暫定措置について、被

保険者でない有期契約労働者等の一週間の所定労働時間を一時間以上五時間未満延長するとともに、

(四)に規定する措置を講じた事業主に対しても、助成するものとする。

(六) キャリアアップ助成金について、生産性要件を設定すること。

十 障害者雇用促進等助成金制度の改正

(一) 障害者雇用安定奨励金を障害者雇用安定助成金とし、障害者職場復帰支援助成金を廃止し、障害者雇用安定助成金に統合すること。

(二) 障害者雇用安定助成金制度の改正

イ 障害者職場定着支援コースの創設

障害者職場定着支援コースは、職場定着支援計画を作成し、かつ、(イ)から(へ)までに掲げるいずれかの措置を講じた事業主に対し、次のとおり支給するものとする。

(イ) 柔軟な時間管理・休暇付与

その雇用する障害者に対し、通院による治療等のための有給休暇の付与、始業及び終業の時刻の変更その他の当該障害者の障害の特性に配慮した職場への定着に資する雇用管理の措置を講

じた事業主に対し、対象者一人につき六万円（中小企業事業主の場合は八万円）を支給するものとする。

(ロ) 短時間労働者の勤務時間延長

- (i) その雇用する障害者（一週間の所定労働時間が二十時間未満であるものに限る。）に対し、一週間の所定労働時間を三十時間以上とする措置を講じた事業主に対し、対象者一人につき三十万円（中小企業事業主の場合は四十万円）（重度障害者等の場合は四十万円（中小企業事業主の場合は五十四万円））を支給するものとする。
- (ii) その雇用する障害者（一週間の所定労働時間が二十時間未満であるものに限る。）に対し、一週間の所定労働時間を二十時間以上三十時間未満とする措置を講じた事業主に対し、対象者一人につき十五万円（中小企業事業主の場合は二十万円）（重度障害者等の場合は二十万円（中小企業事業主の場合は二十七万円））を支給するものとする。
- (iii) その雇用する障害者（一週間の所定労働時間が二十時間以上三十時間未満であるものに限る。）に対し、一週間の所定労働時間を三十時間以上とする措置を講じた事業主に対し、対象者

一人につき十五万円（中小企業事業主の場合は二十万円）（重度障害者等の場合は二十万円（中小企業事業主の場合は二十七万円））を支給するものとする。

(ハ) 正規・無期転換

- (i) その雇用する障害者（有期契約労働者に限る。）を通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員に転換した事業主に対し、対象者一人につき六十七万五千円（中小企業事業主の場合は九十万円）（重度障害者等の場合は九十万円（中小企業事業主の場合は百二十万円））を支給するものとする。
- (ii) その雇用する障害者（有期契約労働者に限る。）を無期契約労働者に転換（一週間の所定労働時間が二十時間以上であるものに限る。）した事業主に対し、対象者一人につき三十三万円（中小企業事業主の場合は四十五万円）（重度障害者等の場合は四十五万円（中小企業事業主の場合は六十万円））を支給するものとする。
- (iii) その雇用する障害者（無期契約労働者に限る。）を通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員に転換した事業主に対し、対象者一人につき三十三万円（中小企

業事業主の場合は四十五万円）（重度障害者等の場合は四十五万円（中小企業事業主の場合は六十万円））を支給するものとする。

(二) 職場支援員の配置等

- (i) その雇用する障害者の業務の遂行に関する必要な援助又は指導の業務を行わせるため、職場支援員の配置又は委託を行った事業主に対し、対象者の数に、一月につき、三万円（中小企業事業主の場合は四万円）（短時間労働者の場合は一万五千元（中小企業事業主の場合は二万円））を乗じて得た額を支給するものとする。

- (ii) その雇用する障害者の業務の遂行に関する必要な援助又は指導の業務を行わせるため、職場支援員の委嘱を行った事業主に対し、委嘱の回数に、一万円を乗じて得た額を支給するものとする。

(ホ) 職場復帰支援

その雇用する労働者のうち、その雇入れ後に、その障害により、一箇月以上の療養及び職場適応措置が必要とされた障害者に対する職場適応措置を実施し、当該措置に係る障害者を継続し

て雇用している事業主に対し、対象者一人につき月額四万五千元（中小企業事業主の場合は月額六万円）を支給するものとする。

(へ) 社内理解の促進

(i) (イ)から(ホ)までのいずれかに該当し、かつ、その雇用する労働者に対して障害者就労支援講習を受講させる事業主に対し、職場定着支援計画の初日から六箇月ごとに区分した各期間において当該障害者就労支援講習に要した経費に応じて、二万円から九万円までの額（中小企業事業主の場合は三万円から十二万円までの額）を支給するものとする。

ロ 障害・治療と仕事の両立支援制度助成コースの創設

障害・治療と仕事の両立支援制度助成コースは、障害・治療と仕事との両立支援計画を作成し、かつ、その雇用する障害者又は反復継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者に対する治療等のための休暇の付与その他のこれらの者の治療と仕事との両立の支援に資する措置を講じた事業主に対し、十万円を支給するものとする。

(三) 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金制度の改正

地域の障害者雇用の促進に資する取組等に関する計画を作成し、重度障害者等を継続して雇用する労働者として新規に五人以上雇用し、当該雇入れ後において雇用している重度障害者等である労働者の数が十人以上であり、かつ、対象施設の設置等に千五百万円以上要した中小企業事業主に対し、一千万円を支給する助成を新たに創設すること。

十一 生涯現役起業支援助成金制度の改正

雇用創出のための募集及び採用並びに教育訓練に関する計画の期間に新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる者について定める数を、次のとおりとすること。

- (一) 六十歳以上の者 一人
- (二) 四十歳以上六十歳未満の者 二人
- (三) 四十歳未満の者 三人（四十歳以上六十歳未満の者を一人新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる場合にあつては二人）

十二 人事評価改善等助成金の創設

- (一) 生産性向上に資する人事評価制度及び賃金制度（以下この(一)及び(二)において「人事評価制度等」とい

う。）の整備に関する計画について都道府県労働局長の認定を受け、労働協約又は就業規則に定めるところにより、その整備を行い、かつ、当該人事評価制度等の適用を受ける労働者が生じた事業主に対し、五十万円を支給するものとする。

(二) (一)の支給を受けた事業主が、次のいずれにも該当する場合に八十万円を支給するものとする。

(イ) 生産性要件に該当する事業主であること。

(ロ) 人事評価制度等に基づく最初の賃金支払日（ハ）において「実施日」という。）の属する月の前月の賃金支払日から起算して十二箇月を経過する日の属する月に、職業安定局長が定める目標を達成している事業主であること。

(ハ) 実施日から起算して一年を経過する日までの期間における職業安定局長が定める目標を達成している事業主であること。

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 障害者職業能力開発助成金制度の改正

障害者職業能力開発訓練の事業を行う事業主等に対する助成額について、次のいずれにも該当する者の数に十万円を乗じて得た額を加算して支給するものとする。

(一) 重度障害者等であつて、当該障害者職業能力開発訓練の受講を修了したもの又は当該障害者職業能力開発訓練が終了する日前に就職したこと、就職することが約されたこと若しくは自営業者となつたことを理由として当該障害者職業能力開発訓練を受講することを取りやめたもの

(二) 当該障害者職業能力開発訓練を修了した日又は当該障害者職業能力開発訓練を受講することを取りやめた日の翌日から起算して九十日を経過する日までの間に被保険者（日雇労働被保険者を除く。以下(二)において同じ。）となつた者、被保険者として雇用することが約された者又は事業主となつた者

十七 (略)

第二 雇用保険法施行規則の一部改正

一 六十五歳超雇用推進助成金制度の改正

六十五歳への定年引上げ等の措置を講じた事業主に対し、次のとおり支給するものとする。

(一) 六十五歳への定年引上げの措置を講じた事業主

イ 措置を講じた事業主に一年以上継続して雇用されている六十歳以上の被保険者（以下「対象被保険者」という。）が二人以下の事業主 三十万円（引き上げた定年の年数が五年未満の事業主の場合）
合は二十万円）

ロ 対象被保険者が三人以上九人以下の事業主 百万円（引き上げた定年の年数が五年未満の事業主の場合）
合は二十五万円）

ハ 対象被保険者が十人以上の事業主 百二十万円（引き上げた定年の年数が五年未満の事業主の場合）
合は三十万円）

(二) 六十六歳以上までの定年の引上げ又は定年の定め廃止の措置を講じた事業主

イ 対象被保険者が二人以下の事業主 四十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主の場合）
合は二十五万円）

ロ 対象被保険者が三人以上九人以下の事業主 百二十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主の場合）
合は三十万円）

ハ 対象被保険者が十人以上の事業主 百四十五万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主の場合は三十五万円）

(三) 六十六歳以上七十歳未満の年齢までの継続雇用制度の導入の措置を講じた事業主

イ 対象被保険者が二人以下の事業主 二十万円（三）の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主の場合には十万円）

ロ 対象被保険者が三人以上九人以下の事業主 六十万円（三）の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主の場合には十五万円）

ハ 対象被保険者が十人以上の事業主 七十五万円（三）の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主の場合には二十万円）

(四) 七十歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入の措置を講じた事業主

イ 対象被保険者が二人以下の事業主 二十五万円 (四)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が五年未満の事業主の場合は十五万円)

ロ 対象被保険者が三人以上九人以下の事業主 八十万円 (四)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が五年未満の事業主の場合は二十万円)

ハ 対象被保険者が十人以上の事業主 九十五万円 (四)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が五年未満の事業主の場合は二十五万円)

二 特定求職者雇用開発助成金に関する暫定措置の改正

(一) 三年以内既卒者等採用定着奨励金を廃止し、特定求職者雇用開発助成金に関する暫定措置として三年以内既卒者等採用定着コース奨励金を創設する。

(二) 三年以内既卒者等採用定着コース奨励金の創設

イ又はロに該当する事業主に対し、ハに定める額を支給するものとする。

イ 次のいずれにも該当する事業主であること。

- (イ) 学校卒業見込者等であることを条件とした公共職業安定所、地方運輸局若しくは職業紹介事業者等への求人申し込み又は学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集を行った事業主であること（通常の労働者として雇い入れることを目的とする場合であつて、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校、学校教育法第三百三十四条第一項に規定する各種学校若しくは学校若しくは専修学校に相当する外国の教育施設を卒業し、若しくは退学した者（学校教育法第一条に規定する高等学校を退学した者を除く。）又は職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号（第四号を除く。）に掲げる施設若しくは職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者若しくは当該施設を退校した者（以下「第一号対象者」という。）が応募できる求人の申し込み又は労働者の募集を行った場合（第一号対象者が卒業若しくは退学又は修了若しくは退校の日の属する年度の翌年度以降少なくとも三年間応募できる場合に限る。）に限る。）。

(ロ) (イ)の求人申し込み又は労働者の募集に応募した第一号対象者であつて、(イ)の卒業若しくは退学又は修了若しくは退校後において、同一の事業主の適用事業に雇入れの日から引き続いて十二箇月間以上通常の労働者として雇用されたことがないものを通常の労働者として初めて雇い入れた事業主であること。

ロ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(イ) 高等学校卒業見込者等であることを条件とした公共職業安定所、地方運輸局若しくは職業紹介事業者等への求人申し込み又は高等学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集を行った事業主であること（通常の労働者として雇い入れることを目的とする場合であつて、高等学校を退学した者（以下「第二号対象者」という。）が応募できる求人の申し込み又は労働者の募集を行った場合（第二号対象者が退学の日の属する年度の翌年度以降少なくとも三年間応募できる場合に限る。）に限る。）。

(ロ) (イ)の求人申し込み又は労働者の募集に応募した第二号対象者であつて、(イ)の退学後において、同一の事業主の適用事業に雇入れの日から引き続いて十二箇月間以上通常の労働者として雇用さ

れたことがないものを通常の労働者として初めて雇い入れた事業主であること。

ハ 次の(イ)及び(ロ)に定める額（青少年の雇用の促進等に関する法律第十五条の認定を受けた事業主の場合は、次に定める雇入れの日から起算して十二箇月が経過したときの支給額に、それぞれ十万円加算）

(イ) (イ)の雇入れを行った場合、雇入れの日から起算して十二箇月が経過したときは三十五万円（中小企業事業主の場合は五十万円）、二十四箇月又は三十六箇月が経過したときは、中小企業事業主に限り、それぞれ十万円

(ロ) (ロ)の雇入れを行った場合、雇入れの日から起算して十二箇月が経過したときは四十万円（中小企業事業主の場合は六十万円）、二十四箇月又は三十六箇月が経過したときは、中小企業事業主に限り、それぞれ十万円

第三 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

(一) 技能実習コースの改正

イ 雇用する建設労働者に技能実習（建設労働者の技能の向上のための実習をいう。以下同じ。）を

受講させた建設事業主並びに中小建設事業主団体及びその連合団体に対する経費助成額を、次のとおりとすること。

- (イ) 中小建設事業主（雇用保険の被保険者数が二十人以下のものに限る。）の場合 当該技能実習に要した経費の額の四分の三（生産性要件に該当する場合は、十分の九）に相当する額
- (ロ) 中小建設事業主（イ）に規定する中小建設事業主を除く。）の場合 当該技能実習に要した経費の額の五分の三（生産性要件に該当する場合は、四分の三）に相当する額
- (ハ) 中小建設事業主団体及びその連合団体の場合 当該技能実習に要した経費の額の五分の四に相当する額
- (ニ) 女性労働者に技能実習を受講させた建設事業主（中小建設事業主を除く。）の場合 当該技能実習に要した経費の額の二十分の九（生産性要件に該当する場合は、五分の三）に相当する額
- ロ 雇用する建設労働者に技能実習を受講させた中小建設事業主に対する賃金助成額を、次のとおりとすること。
- (イ) 中小建設事業主（雇用保険の被保険者数が二十人以下のものに限る。）の場合 対象者一人に

つき、一日当たり七千六百円（生産性要件に該当する場合は、九千六百円）

(ロ) 中小建設事業主（イ）に規定する中小建設事業主を除く。）の場合 対象者一人につき、一日当たり六千六百五十円（生産性要件に該当する場合は、八千四百円）

ハ 被災三県（岩手県、宮城県又は福島県）に所在する事業所の中小建設事業主（雇用保険の被保険者数が二十一人以上のものに限る。）に対する技能実習の経費助成額を、当該技能実習に要した経費の額の五分の四に相当する額とすること。

(二) 雇用管理制度助成コースの改正

イ 助成対象事業主を建設事業主から中小建設事業主とすること。

ロ 職場定着支援助成金における雇用管理制度整備計画期間（以下「計画期間」という。）の末日の翌日から一年経過後の入職率及び入職者数に係る職業安定局長が定める目標値を達成した中小建設事業主に対する助成額を、五十七万円（生産性要件に該当する場合は、七十二万円）とすること。

ハ 計画期間の末日の翌日から三年経過後の入職率及び入職者数に係るロに規定する目標値を達成し、計画期間の末日の翌日から三年経過後の離職率が計画期間の末日の翌日から一年経過後の離職率

以下である中小建設事業主（ロの支給を受けた中小建設事業主に限る。）に対し、八十五万五千元（生産性要件に該当する場合は、百八万円）を支給するものとする。

(三) 若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コースの創設

求職者を建設労働者（三十五歳以上の建設労働者にあつては女性労働者に限る。）として試行的に雇い入れ、トライアル雇用助成金の支給を受けた中小建設事業主に対し、対象者一人につき、一月当たり四万円（三月を限度とする。）を支給するものとする。

(四) (一)及び(二)の他、認定訓練コース（賃金助成）、登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設事業主に対する助成に限る。）及び女性専用作業員施設設置助成コースについて、生産性要件を設定すること。

第四 その他

一 この省令は、平成二十九年四月一日から施行すること。ただし、第二については、平成二十九年五月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。